

# 清掃業務実施要領

## 日常清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、スポーツ課の業務及び体育館使用者に支障のないように実施すること。ただし、必要に応じて時間を延長することができる。

<令和2年4月>

- ◇作業日 10日、20日、30日頃（1ヶ月に3回程度）  
及び毎月20日（1ヶ月に1回程度）  
<休館日>  
・原則土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた祝日

◇作業時間 午前8時30分～17時15分

◇作業場所 四日市市総合体育館管理区域内

<令和2年5月以降>

- ◇作業日 体育館開館日  
<休館日>  
四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則に従う。  
・12月29日～翌年1月3日まで  
・整備等のため市長が特に必要があると認める日

◇作業時間 平日 7時30分～16時30分まで  
休日 7時00分～16時00分まで

◇作業場所 四日市市総合体育館管理区域内

1 拭き掃除、塵払い	移動し得る備品は移動して塵埃の飛散することのないよう掃除機、モップ、毛ブラシ等を使用し、ていねいに掃除する。
2. じゅうたんの清掃	絨毯は、真空掃除機で丁寧に集塵し、織毛を損傷しないよう折り目に従って入念に清掃する。なお、汚れのあるときは特殊洗剤にて除去する。
3. 空拭き清掃	階段の手すり、エレベーター塗装部分、掲示板等は、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤にて除去する。
4. 壁面等の清掃	廊下等共用部門のガラス壁面、ドア等については、柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは、特殊洗剤にて除去する。

5 紙屑	紙屑はダストカートで所定の場所に集め、搬出する。
6 衛生陶器の洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ等で擦り、汚れを除去し雑巾で拭く。塩酸、磨き砂は使用しない。
7 便所汚物の処理	ポリ袋に入れて所定の場所に運び、乙の責任において完全に処理する。
8 鏡の拭き掃除	柔らかい布で空拭きし、必要に応じて特殊洗剤で磨く。
9 衛生消耗品	トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液は、常に各階の便所を点検し、不足分を補充する。
10 灰皿及び塵箱の清掃	喫煙所に配置してある灰皿、塵箱は常に清掃する。特に灰皿については、火気に十分留意し、吸殻は所定の場所に処理し、灰皿は水洗いした後、乾いた布で水分を取り、定められた場所に配置する

#### 定期清掃

概ね、別表「清掃業務実施基準表」に基づき、実施するものとする。作業時間は、原則として日常清掃と同じとする。

1 床のワックス仕上げ	移動し得る備品は移動させ、砂、塵芥等はていねいに掃き取った後、中性洗剤を用いて電動研磨機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良質のワックスをきれいなモップまたは布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後、電動研磨機で艶だし仕上げをする。
2 窓ガラス 及びサッシ清掃	ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
3 照明器具の清掃	アリーナ以外の照明器具の汚れを、適性洗剤を用いて取り除き、空拭き仕上げをする。
4 ガラス清掃	日常清掃において実施しない高所のガラスについて、ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。 サッシは、特殊洗剤で汚れを取った後、水拭きする。
5 研磨作業	床は電動研磨機を用いてポリッシングし、階段は乾いた布でポリッシングする。または、同等の効果で市の認めた工法にて行う。